

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」中一部変更

2.(2)イ、を横線のとおり改める。

イ、定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなるものとする。

(イ)俸給は、職種等の区分に応じて支給する。ただし、管理職総合1級については、業績に顕われた能力に応じて支給する。

(ロ)資格給は、資格等に応じて支給する。ただし、管理職総合1級には支給しない。また、資格給は、能力、機能度により加給または減給することがあるほか、担っている役割に応じて加給することがある。

(ハ)扶養手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上またはこれに相当する者には支給しない。

2.(4)イ、を横線のとおり改める。

(4)賞与

イ、賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職総合1級は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

(附則)

1.この一部変更は、本年7月末までの総裁が別に定める日から実施する。

2.俸給に係る経過措置

本変更実施時点で管理1級の資格にある者のうち、旧制度上参事および参事補の資格にあった者(これに相当する技術職員1種の職員を含む)に支給する平成23年6月までの俸給は、この基準の2.(2)イ、(イ)の規定にかかわらず、従前の規定に基づく俸給及び資格給の合計額とする。